令和2年度東京都新任訪問看護師就労応援事業実施事業者 募集要領

1 事業名

東京都新任訪問看護師(※)就労応援事業

- (※) 新任訪問看護師とは、**訪問看護の未経験者を指し、新卒に限りません。**
- 2 東京都新任訪問看護師就労応援事業の実施事業者の公募の主旨

「令和2年度東京都新任訪問看護師就労応援事業費補助金交付要綱」第2に定める事業を実施する事業者(以下「事業実施ステーション」という。)を公募により選定することで、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、訪問看護人材の確保を一層推進することを目的とする。

3 事業概要

(1)目的

この事業は、看護職に対し訪問看護への理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援策を行うことにより、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師(訪問看護に従事する看護職をいう。以下同じ)の確保を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

事業実施ステーションは以下の取組を行います。

ア 訪問看護未経験の訪問看護師の雇用

過去に訪問看護(医療機関からのみなしを含む。)の業務に従事した経験のない 看護職(以下「新任訪問看護師」という。)を新たに雇用します。

(ア) 令和2年4月1日から令和3年1月1日までの間を始期とする雇用契約により、事業実施ステーションの開設法人に初めて雇用された看護職であること。

この場合において、当該訪問看護ステーションの開設法人に初めて雇用され、かつ、看護師等学校養成所を卒業後、看護職としての実務経験のない看護職(以下「新卒訪問看護師」という。)は令和2年4月1日から令和2年8月1日までの間を始期とする雇用契約によること。

- (イ) 当該事業実施ステーションに専従して勤務すること。
- (ウ) 雇用形態は常勤・非常勤を問わない。ただし、育成期間中の週の平均勤務 時間が20時間を下回らないこと。

イ 新任訪問看護師の育成計画の作成及び計画に則った育成及び評価の実施

事業実施ステーションは、雇用開始から3か月間(ただし、新卒訪問看護師は雇用開始から8か月間)の育成計画を作成、計画に則って、雇用をした新任訪問看護師の育成を行うとともに、育成の段階ごとに定めた達成目標に対し、達成状況について評価を行います。

(ア) 計画は、訪問看護の経験がない看護職が、訪問看護の特徴と重要性につい

て理解をし、基礎的な能力を段階的に習得することができるものであること。

- (イ) 既存の育成マニュアル等がある場合も、新任訪問看護師の育成という点に 主眼を置いて内容を再確認し、必要に応じて見直しを行うこと。
- (ウ)個々の看護職の成長段階に合わせ、必要に応じた計画の見直しを行うこと。
- (エ) 新任訪問看護師に対し、外部研修や地域の関係機関との勉強会等の受講機 会を積極的に提供すること。
- (オ) 新任訪問看護師が、業務上や就業を続ける上での不明な点や不安等について、日ごろから相談ができる環境を整えること。
- (カ) 育成にあたっては、訪問看護経験豊富な指導力のある看護職を、指導者と してあてること。
- (キ) 新任訪問看護師の育成は、指導者の主たる勤務地で行うこと。

ウ 事業終了後には、事業の内容や効果等についてのアンケート調査等に御協力頂きます。

4 応募要件

- ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定を受けた者 であること。
- イ 都内に所在する訪問看護ステーションであり、アの指定後、1年を経過している事業所であること。
- ウ 対象となる訪問看護ステーションに都の実地指導等で指摘があった場合は、そ の改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。
- エ 令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の月平均訪問件数が、看護職の常勤換算1名あたり60件以上であること。ただし、算定の対象となる訪問看護には、健康保険法に規定する訪問看護を含むものとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるものは含まない。
- オ 令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に、サービス 提供体制強化加算、ターミナルケア加算(または訪問看護ターミナルケア療養費) 及び緊急時訪問看護加算(または24時間対応体制加算)の各加算の算定実績が あること。ただし、サービス提供体制強化加算の算定実績がない場合は、厚生労 働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第10号イからハ(*) までを満たすこと。
 - (*)厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第10号
 - イ 指定訪問看護事業所の全ての看護師等(指定居宅サービス等基準第六十条第一項 に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護師等ごとに研修計画を作成 し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定し ていること。
 - ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に 開催すること。
 - ハ 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

- カ 管理者又は指導者の訪問看護経験が5年以上であること。
- キ 訪問看護経験3年以上かつ当該事業所に1年以上勤務する常勤の看護職員を2 名以上配置していること。
- ク 訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者としてあてることができること。

5 応募方法

(1) 応募に当たっては、以下の書類を公益社団法人東京都看護協会(以下「都看協」という。) へ提出してください。

	+送→ · □		部数	備考	
		様式名 		郵送	
ア *	新任訪問看護師就労応援事業応募申請書		1	0	
	様式1	看護職一人当たりの月平均訪問件数計算表	1	0	
	様式2	勤務形態一覧表(提出月分)	1	0	
	様式3	勤務形態一覧表(サテライト用・提出月分)	1	0	新任訪問看護師を <u>サテライ</u> トで育成する場合は提出要
	様式4	令和元年度実施勉強会一覧	1	0	サービス提供強化加算の <u>算</u> 定実績がない場合は提出要
	様式5	令和2年度所内勉強会計画一覧	1	0	
	様式 6	育成計画書 (新任訪問看護師(新卒者除く)用)	1	0	
	様式7	育成計画書 (新卒訪問看護師用)	1	0	新卒訪問看護師の <u>採用計画</u> がない場合は提出不要
1	訪問看護ステーション教育計画 (新任と現任教育を含む既存のもの)		1	0	

^{*}都看協のホームページから様式をダウンロードしてご作成ください。

(2) 提出期限

第1回期限 <u>令和2年4月6日</u>(月曜日)(必着)<u>※4、5月採用予定事業所締切り</u> 第2回期限 <u>令和2年5月25日</u>(月曜日)(必着)※今年度最終締切り 上記期限までに下記担当宛ご提出ください。

6 選定方法

別に定めるところにより設置する選定委員会での審査により、事業実施ステーションとしてふさわしく、かつ事業目的に沿うと認められた訪問看護ステーションを選定します。

なお、審査内容に関する質問には一切お答えできません。また、応募書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

7 審查基準等

選定委員会では、主に下記の点に着目をし、かつ応募事業者の過去の実績等を勘案 の上、事業実施ステーションを選定します。

- (1) 本事業の趣旨を理解しているか。
- (2) 職員の育成・定着に関する方針や目標、計画が定められているか。
- (3) 事業を遂行するに必要な人員及び指導者等の体制が確保されているか。
- (4) 訪問看護師の人材育成に関するノウハウ、実績を有しているか。
- (5) 地域において、他機関・他職種との連携を深めるための取組を実施しているか。

8 選定後の流れ

選定後は、以下の流れにより、事業を実施します。

- (1) 選定された訪問看護ステーションを、事業実施ステーションとして承認します。
- (2) 都看協は、広く看護職に対し、本事業の実施及び事業実施ステーションについて 周知を行うとともに、訪問看護の理解促進に向けた取組を実施します。
- (3) 事業実施ステーションは求人を行い、新任訪問看護師を雇用します。なお、求人の方法は問いませんが、ナースバンクへ求人登録していることが望ましい。
 - ※ 新任訪問看護師を雇用した場合は、必ず都看協に連絡をすること。
- (4) 事業実施ステーションは、新任訪問看護師の雇用後、育成計画に基づいた育成を 行い、計画の進捗状況を都看協へ報告します。
- (5) 都看協は、育成計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、育成計画の 達成に資する相談、助言、情報提供等を行います。
- (6) 都看協は、原則として育成期間の間に、必要に応じて事業実施ステーションへ育成アドバイザーを派遣し、訪問による助言・振り返り等を行います。
- (7) 事業実施ステーションは、新任訪問看護師を雇用後に、東京都に対し、補助金の 交付申請を行います。
- (8) 東京都は、「令和2年度東京都新任訪問看護師就労応援事業費補助金交付要綱」に 基づき、事業実施ステーションの事業実績に応じて、予算の範囲内で補助金を交付 します。

9 補助金概要

- (1)補助対象経費 新任訪問看護師の給与費及び育成期間中の外部研修受講経費
- (2)補助対象期間 雇用開始から2か月間(外部研修受講経費は3か月間)

※ただし、新卒訪問看護師は雇用開始から6か月間(外部研修 受講費は8か月間

(3) 補助基準額 ア給与費 2,400円/時間(上限)

イ外部研修受講経費 50,000円/人(上限) ※ただし、新卒訪問看護師は100,000円/人(上限)

- (4) 補助率 1/2
- (5) 規模 140人
 - ※ 補助金にかかる要綱や様式等は、東京都福祉保健局のホームページからダウンロードできます。

10 担当及びお問合せ先

公益社団法人東京都看護協会

東京都新任訪問看護師就労応援事業 事務局

電 話:03-6300-5398 FAX:03-6300-0875

11 ホームページ

(1) 事業実施ステーションの公募に関すること

東京都看護協会

看護職の皆様へ > 東京都受託事業 > 東京都新任訪問看護師就労応援事業 https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/employment/about/

(2) 補助金に関すること

東京都福祉保健局ホームページ

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 訪問看護推進総合事業 > 東京都新任訪問看護師就労応援事業

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/shuurououen.html